

ボランティア活動参加者の声



徳永 健さん

今は元気ですが、自分たちもいずれ介護される立場になります。

元気なうちに少しでも社会の役に立てればと思ったのがきっかけで、介護支援ボランティアに参加しました。

現在、清掃や食事の配膳など、介護施設で毎週2時間活動をしています。

多くの方がこのボランティア活動に参加し、支援の輪が広がっていくといいですね。



竹内 信子さん



以前に介護施設で仕事をしていたのがきっかけで、介護支援ボランティアに参加しました。

退職した今でも介護施設で活動することができ、また、地域の役に立てる機会にもなりとても嬉しかったです。

介護の仕事を知ることのできる機会にもなるので、他の元気な高齢者の皆さんもこのボランティア活動に参加してほしいです。



介護支援ボランティア活動を始めませんか

鹿屋市では、昨年7月から介護支援ボランティア制度を開始しました。

この制度は、高齢者の皆さんが市内の介護保険施設等におけるボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、自分自身の健康維持や介護予防につなげることを目的としています。

また、活動実績に応じて付与されるポイントは、本人の申し出により換金できる仕組みになっています。ボランティア活動は「無理のない範囲で、できることを、できるときに」行うことが基本です。まずは、ボランティア登録をすることから始めてみませんか。

【問い合わせ】市高齢福祉課 ☎ 0994-31-1116

ボランティア登録のできる人

市内在住の65歳以上の人で、要介護1～5の認定を受けておらず、介護保険料の滞納がない人

ボランティア活動受入機関

市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイサービス事業所、認知症高齢者グループホーム等のうち、市が指定した施設

活動内容

レクリエーションなどの参加支援、話し相手、配膳等の補助など
(※ 施設により活動内容は異なります。)



- ① 特別徴収(年金天引き)
通知書がハガキサイズからA4用紙サイズとなります。
- ② 普通徴収(納付書)
平成25年4月からのコンビニ納付の開始に伴い、1枚ごとの単票(綴じられていない状態)でお送りしています。
お支払いの際は、納付書に記載されている期別

今年度からの変更点
市では、65歳以上の人に介護保険料の納入通知書を今月送付します。
また、今年度から次の点
が変更されていますので
確認をお願いします。



皆さんに納めていただく介護保険料は、鹿屋市の介護保険事業を運営するための大切な財源となります。
介護が必要となったとき、だれもが安心して介護サービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

**65歳以上の皆さんへ
介護保険料納入通知書を
送付します**

保険料の納め忘れにご注意ください
災害など特別な事情がないのに介護保険料を滞納した場合、介護サービスを利用するときの保険給付の支払方法の変更や保険給付額の減額など、保険給付の制限を受けることがあります。
保険料の納期内納付にご協力ください。

介護支援ボランティア制度の流れ

